



会 則

<2021年5月改訂>

宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会

宝塚市長尾台1丁目1番地

Tel・Fax 072-774-9191

E-mail: cohibari@outlook.jp

宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会・会則

第1章 総 則

〔名称及び事務局〕

第1条 本会は「宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会」と称する。
事務局を宝塚市長尾台1丁目1番地「コミュニティセンターひばり」に置く。

〔会員〕

第2条 本会は長尾台小学校区に住む人全てを対象とし、住民の代表として各自治会及び公的委員・事業者(学校)・各種団体により構成。
会員は総会、常任評議会を傍聴することができる。
但し事前の届出、会議での発言は議長の許可を得る。議決権は有しない。

〔目的〕

第3条 地域に住む人たちが快適で住みやすいまちづくりを図るとともに、行政機関との協働により、自らの意思に基づいて地域社会の向上に努めることを目的とする。

〔事業〕

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 住民の健康と福祉の増進に関する事項
(2) 安心、安全に関する事項
(3) 生活環境の向上に関する事項
(4) 文化の向上、交流に関する事項
(5) 市立子ども館の指定管理を第6ブロック子ども館協議会の一員として運営に関わる事項
(6) 防犯・防災に関する事項
(7) その他本会の目的を達成のため必要な事項

〔広報〕

第5条 本会は事業活動の状況を会員に知らせるために適宜広報を行う。
(1) 本会は年4回広報紙発行を行う。
(2) 本会に関係する事業・イベントを適宜会員へ知らせるために告知チラシ、ポスターを配布し、広報板に掲示する。

〔専門部会〕

第6条 事業の遂行のため次の専門部会を置き、各専門部会には各自治会より選任された者と、宝塚市立長尾台小学校区の住民有志の参加によって構成する。
(1) 福祉部会
(2) 子ども福祉部会
(3) 安全部会
(4) 環境部会
(5) 文化・交流部会
(6) 地区防災計画推進委員会
2 年度初めに各部会は部会長、副部会長、会計を選任のうえ事務局に報告する。
3 部会員は年度初めに会員登録し、会員名簿を事務局に提出する。
4 部会の会計は事務局長の指示に従うと共に、会計報告を行なう。
5 総会で承認された議案の実施状況を適宜、運営委員会で協議し常任評議会に報告し承認を得る。
6 新規に事業活動を実施する場合においても運営委員会で協議し常任評議会の承認を得る。

〔特別委員会〕

第7条 本会の運営に必要とされ、専門部会の範疇を超え又複数の専門部会に跨る新たな事業の場合、特別委員会を設置することができる。
但し運営委員会で協議し、常任評議会の承認を得る。
特別委員長は、常任評議会の承認を得る。

〔施設の運営〕

第8条 施設の運営については管理運営規定を別に定める。

第2章 組織 及び 役員

〔議決機関〕

第9条 本会の議決機関として次の会を置く。
(1) 総会(定期総会、臨時総会)
(2) 常任評議会

〔代議員の選出〕

- 第10条 本会は校区の自治会、各専門部会および各種登録団体より「代議員」を選出する。
選出方法は各自治会、各専門部会および各種登録団体に委ねる。
- 2 代議員の任期は定期総会の翌日から次年度定期総会終結までとする。
 - 3 代議員は本会の役員及び専門部会長を兼ねる事は出来ない。
 - 4 代議員の選出数は、各自治会からは4月1日現在の世帯数100に対して1名、100未満は四捨五入とする。各専門部会および各種登録団体からは1名とする。

〔役職の種類と職務〕

- 第11条 まちづくり協議会としての会務遂行のために、本会に次の役職を置く。
- (1) 会長 1名 会長は、会を代表して会務を総括する。
 - (2) 副会長 2名 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。
 - (3) 事務局長1名 事務局長は会の総務・庶務・会計・広報を総括する。事務局員を若干名おく。
 - (4) 会計 3名 会計は、会の会計事務を処理する。
会計3名に代えて、外部から1名雇用することで会計を委託することも可。
 - (5) 広報 1名 年4回の広報紙の発行
 - (6) 監査役 2名
 - ・会の会計事務を監査すること。
 - ・会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。
 - ・また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

〔役職の任期〕

- 第12条 役職の任期は2年とする。(ただし、再任を妨げない。)
(2 補欠により選出された役職は、前任者の残任期間とする。)

第3章 総会

〔総会の種別〕

- 第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は、毎年5月に開催する。
 - 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。又、常任委員の2分の1以上から請求があるとき。

〔総会の招集〕

- 第14条 総会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の1ヶ月前までに通知しなければならない。

〔総会の審議〕

- 第15条 総会開催毎に議長 1 名、副議長 1 名を会長が指名し、次に掲げる事項を審議し、議決する。
- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
 - (2) 予算、決算に関する事項
 - (3) 役員を選任及び解任に関する事項
 - (4) 会則等の改正に関する事項

〔総会の定足数〕

- 第16条 総会は、代議員の過半数(委任状を含む)の出席がなければ開くことができない。

〔総会の議決〕

- 第17条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

〔総会の議事録〕

- 第18条 議事録作成は事務局とし、署名人は会長及び議長とする。

第4章 常任評議会

- 第19条 常任評議会は、自治会選出委員、監査役、事業者委員をもって構成する。
- 2 常任評議会は、運営委員会より提出された事案を評議し、議決する。
 - 3 常任評議会の議決は総会の議決に準ずる方法で議決する。

〔常任評議会の審議事項〕

- 第20条 (1) 年度事業の経過確認(継続、中止、廃止等)
(2) 年度期中の新規事業に関する審議事項
(3) 期中における役職人事に関する審議事項

第5章 運営委員会

〔運営委員会の構成〕

- 第21条 会の中に運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、第11条で定める役職(ただし、監査役を除く。)専門部会長、特別委員会委員長、公的委員、自治会選出委員をもって構成する。

運営委員会の協議が必要とされる場合は、必要に応じ会長が臨時に召集する。

〔運営委員会の協議事項〕

第22条 運営委員会は、副会長が議長となり、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 常任評議会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第6章 会計

〔経費〕

第23条 会の経費は、会費、宝塚市まちづくり協議会補助金、助成金及び県、民間の支援その他の収入、寄付金をもってこれにあてる。
(補助金、支援金は定められた経費科目に従い会計処理を行う。)

〔会費〕

第24条 会費は自治会から4月1日付の登録世帯数により算出する。一世帯当たり100円とする。

- 2 各種団体からも会費を受け取ることができる。

〔会計報告〕

第25条 会計の報告は、財産目録（貸借対照表）と収支計算書による。

- 2 総会への会計報告は、事務局会計、事業（専門部会）別会計とし、公的補助金、会費以外の自己調達金も含めた総枠の会計とする。
- 3 財務経理要綱は、別途定める。

〔事業年度及び会計年度〕

第26条 会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

〔会計監査〕

第27条 会計の監査は中間と期末及び随時これを行うことができる。

第7章 会則の改廃 及び 解 散

〔会則の改廃〕

第28条 本会則を改廃することは総会の議決による。

〔本会の解散〕

第29条 本会は総会の決議により解散する。

〔剰余金の分配の制限〕

第30条 本会は剰余金の分配をおこなうことができない。

〔残余財産の帰属〕

第31条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、自治会及びPTA に贈与するものとする。

第8章 付 則

付則 1 本会のすべてについての年度は会計年度に準ずる。

付則 2 本会の外部に対する諸手続きは、まちづくり協議会全体に係る事項は会長名、その他役職、専門部会の範疇の事項は、担当者名をもって行う。

付則 3 活動運営上必要とされる規則は要綱として運営委員会で協議し常任評議会の承認のうえ定められる。

付則 4 この会則は1995(平成7)年5月11日から施行する。

同 1996(平成 8)年5月23日一部改訂

同 2000(平成12)年5月13日一部改訂

同 2003(平成15)年5月17日一部改訂

同 2006(平成18)年3月18日全面改訂

同 2007(平成19)年5月19日一部改訂

同 2008(平成20)年5月17日一部改訂

同 2010(平成22)年5月22日一部改訂

同 2011(平成23)年5月21日一部改訂

同 2012(平成24)年5月19日一部改訂

同 2013(平成25)年5月18日一部改訂

同 2015(平成27)年5月23日一部改訂

同 2018(平成30)年5月19日一部改訂

同 2021(令和3)年5月15日一部改訂